



羽の情報便

税務調査について (その二)

1. 通知に関する改正点

今回の改正で最も大きく変わった点としては、通知に関することです。具体的には、調査官が会社に対し事前に通知を行う場合は、次の事項について通知しなければならないとされました。

- 1) 調査を開始する日時
- 2) 調査を行う場所
- 3) 調査の目的
- 4) 調査の対象となる税目
- 5) 調査の対象となる期間
- 6) 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- 7) その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

これだけを事前に電話等により通知しなければならないことになったのです。この殆どの事項は、これまでの税務調査の実施に際して通知されてきた事項です。つまり今までも同じようなことは行われていたのです。ただ今回の改正では、その事項が法定されたため、税務署としてもあまりあいまいなことは言えなくなったということです。但し、調査対象となる税目については、これまでの調査では殆ど通知されませんでした。法人に調査に来るのであれば、法人が関わっている税金すべてに関する調査であることは当たり前という発想だったのです。

改正後は、「法人税、消費税、源泉所得税の調査を行います」と限定して通知することが求められます。会社としてはどの税目について調査されるか明確になるので、少なくとも不利になるということではありません。

調査の対象となる期間についても、従来であれば、「とりあえず過去の3期分を見せてもらう」などと、かなりあいまいで幅を持ったところでの通知がされていましたが、「平成〇〇年度分から〇期分」と、かなり具体的に通知をしなければならないこととなります。但し、実地調査をしている間に、最初に通知していた期間以外の課税期間についての調査が必要になった場合については、追加して通知し、その分の調査をされることとなります。つまり、最初の通知した期間だけしか見られないということではないので注意が必要です。しかし、今回の改正によって無通知調査がなくなったわけではありません。通則法では、過去の状況や情報などから、正確な課税標準や税額の把握が困難になると思われる場合については、通知を必要としないとしているからです。

但し、これだけ通知内容について細かく規定されている以上、無通知調査が頻繁に行われるというのは考え難く、むしろ少なくなる傾向になるだろうと考えられます。

2. 帳簿書類等の留置きに関する改正点

税務調査の流れの中で、実地調査では調査官は会社の帳簿をチェックすることが主な事務内容となります。基本的には、調査を行っている現場で確認作業を進めていくのですが、時間の関係上などの理由から、帳簿書類などを税務署に持ち帰って調べることがあります。この書類を預かって行く行為が「留置き」という言葉で規定されました。

基本的な取扱いは、従来から行われていた「預かり書」を会社に交付することで、預かることとなります。大切な点としては、これが法律で規定されたということです。つまり、会社としては帳簿書類などを提示すればよいということだけでなく、留め置かれることもあると考えて調査に対応しなければならないということです。

次号は、調査の終了通知に関する改正点についてご説明します。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

お客様からのQ & A

この度、個人経営でお店を開業したいと思っております。開業しようと思ってるのはスナックなのですが、アルバイトの女の子を十人くらい雇おうと思っています。そのアルバイトの女の子達の税金はどのようになるのでしょうか？また、経営者の税金などはどうなってくるのでしょうか？

アルバイトの雇用形態によって、源泉徴収額が変わりますので注意してください。(アルバイトの雇用形態) キャバレー、ナイトクラブ、バー、その他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ、又は客に接待をして遊興や飲食をさせるものにおいて、客に待してその接待をすることを業務とするホステスその他の人の業務に対する報酬については(報酬—政令で定める金額)×一〇・二一%源泉徴収税額、政令で定める金額は「五千円×その支払い金額の計算期間の日数」、その他の場合は、給与所得の源泉徴収税額表によって源泉徴収します。

なお、以上により源泉徴収した所得税額は、その報酬の支払いをした日の属する月の翌月の十日までに所轄の税務署に納付します。

また経営者の税金は、毎年三月十五日までに前年分の所得に対する所得税を確定申告により清算します。



税金・保険のまめ知識 (第72回)

経営者保険(2)

経営者保険に加入する場合の5つのポイント(前号)の中でも大切なのは目的です。保険にどのような目的で加入し、どのような効果を期待するのでしょうか。経営者が向き合う色々なリスクの中で、何を優先して備えていくか考える必要があります。そこで今回は、その目的について説明します。

1. 事業保障対策

会社経営においては、経営者の死亡や入院という不測の事態で起きるリスクに備える必要があります。中小企業は経営者の能力と信用力によって維持されています。万が一のときのキャッシュフローの悪化に備えておかなければなりません。保険金を受け取り、安定した資金繰りができることは、経営の安定にもつながります。

2. 死亡退職金・弔慰金

経営者の家族の為に、万が一の場合に備えておかなければなりません。労災や共済に入れないなど経営者は公的な保証制度が弱いので、十分な準備が必要です。また相続税の納税資金にも備える必要があります。尚税務上もめないためにも、役員退職金規定は確実に作っておく必要があります。そのことが、遺族への支払いを確実にすることにもつながります。

3. 退職慰労金・老後資金対策

永年経営者としての重責を果たしてきたことに対する慰労が必要です。退職慰労金が、経営者のモチベーションアップにもつながります。また、経営者とその家族のセカンドライフの資金として重要です。退職金に損金算入できる生命保険を使い、保険料の支払いごとに、積立しながら費用化することができます。役員報酬では、社会保険や税金の負担が大きいため、一部を退職金でもらうほうがメリットがあります。社会保険の減額効果は会社と経営者自身にも大きく、退職金の税金は給与所得に比べかなり安くなるからです。

4. 事業承継・相続対策

安定した経営のためには、株式の分散は出来るだけ避け、事業用不動産も所有したいところです。経営者の相続では、株式評価額が高額になることもありますので、事業継続と円満な遺産分割や相続税の納付のためには、保険金を利用するのが賢いやり方です。

5. 財務強化対策

支払保険料を資産と経費(損金)とに計上する保険料の場合、資産計上した以上の解約返戻金を期待できます。つまり含み資産といわれるものです。また、解約返戻金のある保険の場合、その解約返戻金をもとに借入ができる場合があります。急な資金が必要なとき、無審査でかなり迅速に借入ができますので、緊急の場合には役に立ちます。その他、融資や取引会社との関係上、どうしても今期もう少し利益を上げたいという場合に、保険の一部解約などによって利益出しができます。

6. 節税対策

支払保険料が損金(経費)になるので、それに対応する税金が減ることになります。急な利益が出たが、納税を今期は押さえたい場合、決算前に年払いで保険に加入する手もあります。この方法は税の繰延べにしかかかっていないという点にも注意が必要です。保険金を受け取ったときには、益金(収入)に入れなければなりません。ただ、退職金の支払いや、特別な経費の発生などと合わせると、益金を相殺する効果が期待できます。最近では、支払保険料が全て経費になる全損で、短期間に返戻率が高くなる保険はなくなってきました。逓増定期保険、がん保険など、以前の全損での利用ができなくなっています。保険会社と国税庁のいたちごっこは続いていて、次は生活障害定期保険で全損の商品が、今後の商品開発内容によっては組上り上がるなどと言われています。

6月の税務カレンダー

6月10日(月)

5月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付



7月1日(月)

4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



生命保険の基礎知識(8)

～保険の約款を読んだことありますか?～



配当金の仕組み

有配当の保険と無配当の保険

生命保険は大きく分けると、配当金の分配がある「有配当の保険」と、配当金の分配のない「無配当の保険」に大きく分類されます。さらに、有配当の保険は一般的には「3利源配当タイプ」と「利差配当タイプ」に分かれます。

有配当の保険(3利源配当タイプ)

毎年の決算時に保険料算出のために用いる3つの予定率と実際の率との差によって生じる損益を集計し、剰余が生じた場合、配当金として分配する仕組みの保険です。配当金を毎年分配する「毎年配当型」が主流となっています。「3年ごと配当型」を取り扱う生命保険会社もあります。

有配当の保険(利差配当タイプ)

予定利率と実際の運用成果との差によって生じる毎年の損益を一定年数ごとに通算して剰余が生じた場合、配当金として分配する仕組みの保険です。5年ごとに通算して剰余が生じた場合、配当金として5年ごとに分配する仕組みの「5年ごと利差配当型」が主流となっています。



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(46)

知ってるようで知らない二十四節気とは? -最終回-



『大雪』 だいせつ

12月7日頃、子月の正節で、いよいよ本格的に寒さが厳しくなり、冬将軍の到来を予期させる季節で、山々は雪に覆われます。

『冬至』 どうじ

12月22日頃、子月の中気。北半球では一年の中で太陽が最も低く、夜が一番長い日です。冷酒を飲み、ゆず湯に入る習慣があります。

『小寒』 しょうかん

1月6日頃、丑月の正節で、次の大寒に対して、まだ寒気が厳しくないという意味ですが、寒風と降雪に悩まされる本格的な冬の季節です。

『大寒』 だいかん

1月21日頃、丑月の中気。寒さの絶頂期で極寒に悩まされますが、ふきのとうが吹きはじめ、春の足音が聞こえ始める季節でもあります。



今月のコラム

東京は梅雨入りしてから約二週間。梅雨空はどしゃぶりに行ったのかと思わせる位カラッとした天気が続いていますね。雲は多いながらも太陽が出ている時間も多々、例年のように梅雨入り後のジメジメ、ムシムシもありません。逆に真夏の水不足が心配されます。

通常ですと梅雨の期間は平均四十五日との事ですが、今年のように梅雨入りが予想より早くなってもその分、早く梅雨明けすることは統計から見ても少なく、平年並みの時期となるケースが多いとか。今年の梅雨は長くなりそうです。ちなみに気象庁の梅雨明け予想は七月二十一日頃とのことです。

さて、「明治時代の新聞が予想した百年後の未来」という記事を読みました。無線電話で海外の友人と話ができる……、いながらにして遠距離のカラー写真が手に入る……、葉巻型の列車が東京・神戸間を二時間半で走る……、電気が燃料になる……、機械で温度を調節した空気を送り出す……、7日で世界一周ができるようになる……、電気の力で野菜が成長する……、野菜が絶滅する……、蚊やノミが滅亡する……、電気の力で野菜が成長する……、人の身長が百八センチ以上になる……、無教育な人間がいなくなり、幼稚園が廃止され、男女ともに大学を出る……、動物と会話でき、犬が人間のお使いをする……等。ん〜結構いいところをつけていますね。あなたは今から百年後の未来を予測することができますか？今は実現できなないですが、百年後にはぜひ動物と会話をしてみたいですね。(笑)



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

梅雨の季節は体調管理を十分に。
お仕事頑張りましょう！

